

火災予防審議会

火災予防審議会は、都知事が、火災予防上の課題などに対し、学識経験者や関係行政機関の意見を得るために設置されており、審議結果はその後の火災予防対策に活かされています。審議会には、人命安全対策部会と地震対策部会の2つの部会が設置され、当庁が事務局を行っています。

昭和47年3月に火災予防条例により設置され、同年11月に第1期火災予防審議会が開始されて以降、現在は第23期火災予防審議会(平成29年7月～)が実施されています。

(1) 人命安全対策部会

火災の予防技術や火災による人命の安全対策などに関する調査や審議を行っています。

第22期火災予防審議会(平成27年5月～平成29年3月)では、東京2020大会に向け、「オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策」が提言されました。

現在の第23期火災予防審議会では、既存建築物が活用されていく社会を見据え「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」をテーマに審議が行われています。

(2) 地震対策部会

地震による火災の予防対策に関することとして、出火防止対策及び延焼拡大防止対策などの人的、物的被害の軽減に関する調査や審議を行っています。

第22期火災予防審議会(平成27年5月～平成29年3月)では、地域の自助、共助の意識醸成及び災害対応力の向上促進に向け「地域特性等を踏まえた防火防災訓練のあり方」が提言されました。

現在の第23期火災予防審議会では、「地震時等における火災情報等の活用方策」をテーマに審議が行われています。